

JAL被解雇者労働組合（JAL争議団）

1/15 都労委命令：

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

団体交渉で、会社が人員削減数について根拠を示し
具体的に説明しなかった行為は「**不当労働行為**」
会社に対し、「**誠実に団体交渉を行うこと**」、そして
「**このような不当労働行為を繰り返さないよう留意する旨の
文書を1週間以内に組合に交付すること**」を 命令

組合は、1月16日と1月23日の二度にわたり、会社に
「組合への文書交付」と「緊急の団体交渉」の要求書を提出

回答期限 1/28

しかし！

組合への文書交付せず！団体交渉にも応じず！

都労委命令違反

これでいいのかJAL？

不当労働行為・法令違反・コンプライアンス違反

違法体质をさらけ出す JAL 経営

“グローバル企業”を語る資格なし！

2・13 都労委命令と JAL 闘争



勝利をめざす決起集会に結集してください！

2月13日(金)18:15～19:45(開場 18:00)

文京区民センター3A 都営三田線春日駅 A2 出口すぐ